

(案)

平成23年9月30日

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会 基本問題小委員会の設置について

中央建設業審議会
社会資本整備審議会産業分科会建設部会

1. 設置趣旨

建設産業が置かれているかつてない厳しい状況等を踏まえ、今後の建設産業の再生方策を策定するため、平成22年12月より有識者委員による国土交通省建設産業戦略会議が開催され、平成23年6月に「建設産業の再生と発展のための方策2011」（以下「方策」という。）が提言されたところである。

建設産業が活力を回復し、持続的に発展していくためには、方策に示された課題と対策を中心に、実務の状況も踏まえながら、実務に精通した関係者を交えて更に掘り下げて議論する必要があるとともに、法令改正の在り方等についても、より専門的かつ幅広く検討する必要がある。

このため、中央建設業審議会及び社会資本整備審議会産業分科会建設部会の下に、合同で基本問題小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

2. 主な審議事項

小委員会においては、次の事項を中心に審議を行うものとする。

- ・ 地域維持型契約方式の導入
- ・ 保険未加入企業の排除方策の具体化
- ・ 技術者データベースの整備
- ・ 業種区分の点検と見直し
- ・ 法改正検討事項 等

3. 審議のスケジュール

当面毎月1回程度開催し、年内を目途に中間的な取りまとめを行う。